

様式第6号の1

業務中事故報告書

1. 発注（報告）機関

名古屋支社

保全・サービスセンター

（立会者）

—

2. 業 務 名

2026 年度 東名高速道路

管内維持修繕業務

3. 発 生 日 時

2026 年 5 月 22 日（金） 23 時 50 分頃（天候 晴）

4. 発 生 場 所

E1A 伊勢湾岸自動車道 上り線 48.1kp 付近

伊勢湾岸集中工事第四後尾警戒車（無人）

（地先，I C 間，測点など）

三重川越 IC～湾岸長島 IC 間(湾岸桑名 IC ノーズ間)

5. 業務の概要

(1) グループ会社名

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱

（契約者所在地）

愛知県名古屋市

(2) 発 注 区 分

名古屋支社

(3) 工 期

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

(4) 請 負 金 額

円

(5) 延べ労働時間

時間

6. 事故の状況

伊勢湾岸道集中工事における第四後尾警戒車（無人）に一般車が追突

7. 被災状況（公衆損害事故については、その第一原因者についても記入すること。）

| 作業員<br>などの区分 | （ふりがな）<br>氏 名 | 性別<br>年齢 | 職種<br>経歴 | 当現場<br>の経歴 | 被災者の住所       | 負傷の程度 | 備考 |
|--------------|---------------|----------|----------|------------|--------------|-------|----|
|              |               |          |          |            | 所属業者名（本社所在地） |       |    |
|              |               |          |          |            | 元請との関係       |       |    |
|              | 人的被害なし        |          |          |            |              |       |    |
|              |               |          |          |            |              |       |    |

（物損状況）

後尾警戒車 1 台（衝突緩衝装置及び右ウインカー、ブレーキランプ破損）矢印板 1 枚

8. 事故に対する所見（原因考察，警察・労基署の所見など）

当日の検分時、特に指導等なし。

9. 事故発生後の処置

5 月 22 日（金）

事故発生 詳細時刻不明

23：55 頃 一宮管制経由で 保全当番班長へ事故の一報。当番班長よりメンテナンス名古屋当番者へ

00：30 頃 メンテ名古屋社員 1 名が現場へ出発。

00：40 頃 規制保守班現着。損傷状況 当方：衝突緩衝装置及びブレーキランプ、右ウインカーの破損。

自走可能であるが警察からの指導により、レッカーの手配。

01：20 頃 メンテ名古屋社員到着。豊田東 IC より予備の後尾警戒車出発。

02：10 頃 レッカー到着作業開始

02：30 頃 レッカー作業完了。現場離脱。その後予備の標識車を配置。

03：10 頃 レッカー豊田東 IC 内プラ到着。

10. 取材及び報道

なし

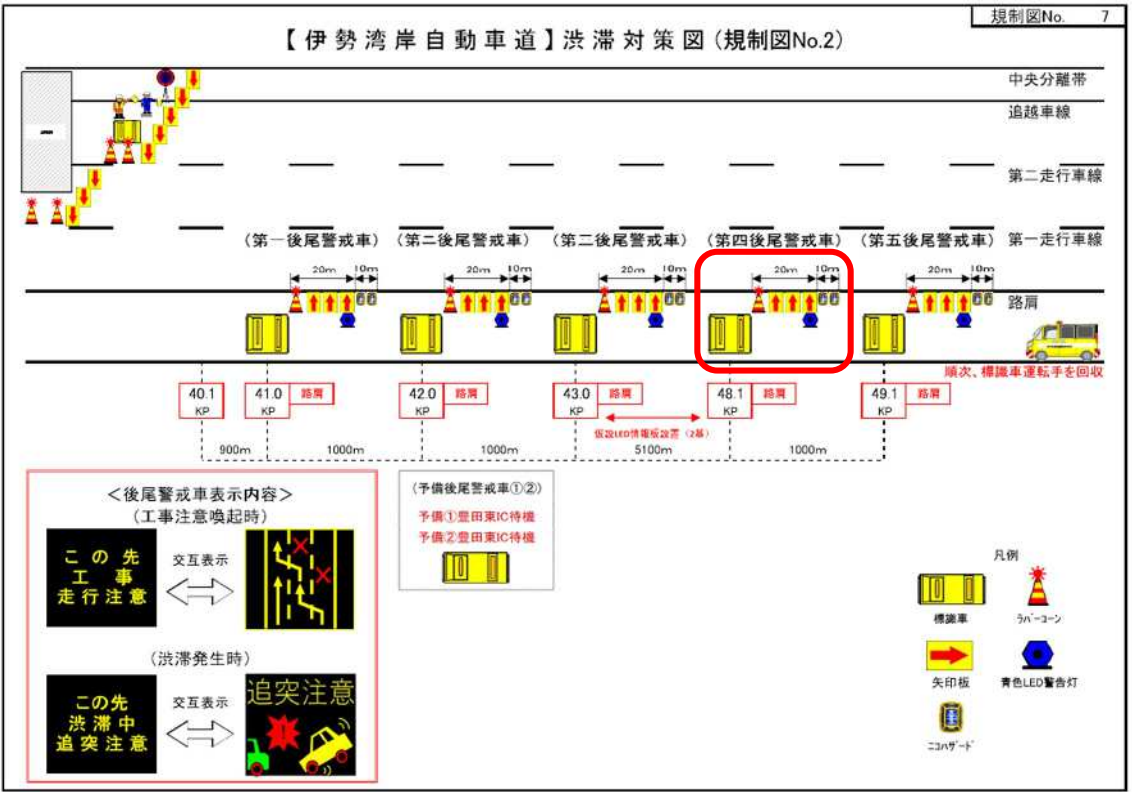
（本業務の本件までの事故状況）

0 件，うち死亡 0 件，負傷 0 件，物損その他 0 件

◎位置図



◎規制図【渋滞対策図】



◎配置状況



当方：標識車



当方：矢印板



相手方：車両状況



### ◎伊勢湾岸集中工事規制従事関係者への注意喚起指導

・5月23日2:30 後尾警戒予備車を同位置に再設置後、集中工事規制従事者を集め事象の報告及び、規制保守巡回班により第五後尾警戒車全車の設置状況の確認実施。

※規制材保守巡回班+規制作業班の2班体制：1時間間隔で規制巡回実施中。

※規制協議書通りの機材・車両設置状況の確認、注意喚起 LED 保安器材の点灯確認。

・5月23日夜間規制（21:00～翌6:00）実施の為、23日5:00～後尾警戒車両保守点検実施。

・5月24日6:00 一次規制（上り線：追い越し規制+第二走行規制）解除の為、後尾警戒車全車（本線設置車両＋予備車回収）7:30 終了。

### ◎通常維持修繕作業従事者への報告と説明：注意喚起

・25日通常作業関係者の朝礼時に、事象説明と上流監視の重要性及び監視員の確実な配置作業の徹底を指導。

・規制協議書通りの保安器材の設置状況の重要性の再周知。

### ◎当日の見分の状況及び指導に関して。

・見分時の■■■■高速道路交通警察隊からの指導は有りませんでした。

### ◎相手方情報

事故見分時の情報：相手方 ■■■■

### ◎自走式標識車の修理に関して。

相手方保険に手対応予定。

当該運転手は、入院の為電話連絡を行った。5月25日

相手方からは、謝罪の言葉と今後の車両修理に関して保険会社と調整中であり、加入保険会社：担当者から、連絡をするとの内容が伝えられた。

※相手方保険会社：■■■■からの連絡待ちの状況。

自走式標識車の保管場所は、現在：豊田東 IC 内プラ内に保管し、保険会社との調整後に豊田市内の車両修理工場へ入庫予定。

### ◎NEXCO ■■■■保全からの意見。

・後尾警戒車両の設置状況にも問題が無く、保安器材等も協議書通りの設置状況であった事と、標識車の無人化での設置が幸いし、関係者が巻き込まれなかった状況は何よりとの事で、指導としては特にありませんでした。

・メンテ側からの応答として、協議書に従い今後も後尾警戒車配置の際に、十分注意した設置及び保守点検を行うと共に、継続的關係者への指導を行う事を報告しました。

### ◎自走式標識車のドラレコ稼働に関して。

・前回までの伊勢湾岸集中工事規制実施 KP 位置が急遽変更になった事から、標識車積載発電機使用での LED 表示の稼働で有り、車両エンジンの稼働がされておらず、ドラレコの映像の撮影はされておりました。